

## 都市計画法施行規則第60条証明（22号証明）及び大分市宅造法施行細則第15条証明（16号証明）添付図書

**□開発許可、新築許可を受けた土地に新築する場合**

- (1) 検査済証又は許可書の写し  
(許可書の写しを添付する場合は誓約書添付) [※開発許可の場合]
- (2) 付近見取図 (1/2,500)
- (3) 土地利用計画図(受付印のついたもの、又は開発登録簿の写し)
- (4) 配置図
- (5) 敷地求積図
- (6) 建物平面図 [※市街化調整区域のみ]
- (7) 建物求積図(申請建物の建ぺい率、容積率を明示) [※市街化調整区域のみ]

**□市街化区域において、開発行為に該当しない場合**

- (1) 付近見取図 (1/2,500)
- (2) 現況写真(2方向以上、直近3ヵ月以内のもの)
- (3) 現況図
- (4) 配置図
- (5) 造成計画平面図 (30cmを超える切土、盛土がある場合はその範囲と面積を明示)  
[※新築のみ]
- (6) 敷地の縦・横断面図 [※新築のみ]
- (7) 土地謄本及び字図(区画整理施行中の場合は、許可書類一式) [※新築のみ]
- (8) 敷地求積図
- (9) 切盛求積図(30cmを超える切土、盛土がある場合)
- (10) 既存の敷地面積を証するもの(確認済証等)[※増改築のみ]

**□農林漁業を営む者が市街化調整区域内で建築物を新築、増築、改築する場合**

- (1) 付近見取図 (1/2,500)
- (2) 理由書
- (3) 農林漁業を営む者の定義を満たす証明書(耕作証明書等)
- (4) 土地謄本及び字図
- (5) 配置図
- (6) 建物平面図
- (7) 敷地求積図、申請建物及び既存建物の求積図(申請建物の建ぺい率、容積率を明示)
- (8) 現況写真(2方向以上、直近3ヵ月以内のもの)

**□都市計画法第29条第3号に該当する場合**

- (1) 付近見取図 (1/2,500)
- (2) 現況写真(2方向以上、直近3ヵ月以内のもの)
- (3) 施設に対する証明書の写し(政令21条に該当する根拠を明示)
- (4) 配置図及び建物平面図
- (5) 敷地求積図、申請建物及び既存建物の求積図(申請建物の建ぺい率、容積率を明示)

**□都市計画法第53条第1項に該当する場合**

- (1) 付近見取図 (1/25,000)
- (2) 配置図(1/500以上、都市計画施設の名称及び区域の明示、建物の構造、規模の明示)
- (3) 都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可書の写し

**□市街化調整区域における大規模団地開発の許可を受けた土地に新築、増築、改築する場合**

- (1) 位置図 (1/25,000)
- (2) 付近見取図 (1/2,500)
- (3) 現況写真(2方向以上、直近3ヵ月以内のもの)
- (4) 現況図
- (5) 配置図、建物平面図及び立面図(法41条に適合する根拠を明示)  
(開発完了時の地盤高を表すこと)[※新築のみ]
- (6) 敷地求積図、申請建物及び既存建物の求積図(申請建物の建ぺい率、容積率を明示)
- (7) 土地謄本及び字図
- (8) 売買契約書の写し又は土地使用承諾書(申請者と土地所有者が異なる場合)

**□市街化調整区域内の建築物を増築、改築する場合 ※事前審査添付図書の写し可**

- (1) 事前審査通知書の写し
- (2) 付近見取図 (1/2,500)
- (3) 理由書
- (4) 名寄帳
- (5) 現況写真(2方向以上、直近3ヵ月以内のもの)
- (6) 土地利用計画図(受付印のついたものの写し)
- (7) 配置図及び建物平面図
- (8) 敷地求積図、申請建物及び既存建物の求積図(申請建物の建ぺい率、容積率を明示)
- (9) 土地謄本及び字図
- (10) 売買契約書の写し又は土地使用承諾書(申請者と土地所有者が異なる場合)

**□宅地造成工事規制区域内の場合(宅造許可の場合も含む)**

- (1) 付近見取図 (1/2,500)
- (2) 現況写真(2方向以上、直近3ヵ月以内のもの)
- (3) 現況図
- (4) 配置図(30cmを超える切土、盛土がある場合はその範囲と面積を明示、  
擁壁がある場合は安全性を表記すること。また切盛が宅造法に抵触しない旨を表記)
- (5) 敷地の縦・横断面図(現況及び計画GLとの差を表記)
- (6) 土地謄本及び字図(区画整理施行中の場合は、許可書類一式)
- (7) 敷地求積図
- (8) 切盛求積図(敷地面積又は一体で造成する面積が500㎡以上の場合)
- (9) 新設する擁壁の安全性を示す書面
- (10) 検査済証又は許可書の写し[※宅造許可を受けた土地に新築する場合]
- (11) 土地利用計画図(受付印のついたもの)[※宅造許可を受けた土地に新築する場合]

注)・上記の添付図書のほか、審査に必要と認められる図書の添付を求められる場合があります

・申請書は(1)から順番に製本したものを正、副として2部提出のこと

(2部とも記名押印又は署名)

・正には謄本等の原本(3ヶ月以内に取得のもの)を添付のこと(副はコピー可)

・区画整理施行中の場合は、謄本、字図に代わるものとして、土地区画整理事業許可申請書、仮換地証明書、仮換地案内図、仮換地位置図の写しを添付のこと

・現況写真には申請区域及び撮影年月日を明示すること